

平成28年4月7日作成

平成28年7月1日改訂

つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、つくば市内において設置される再生可能エネルギー発電設備について、事業者が計画段階において検討すべき事項として、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全を図るための配慮事項等を示すとともに、発電設備の設置に関連する法令等の事前確認の実施により、適正な設置等を誘導することを目的としています。

本市においては、このガイドラインを周知するとともに、一定規模以上の発電設備の設置については、要綱を定め設置手続き等に関して指導を行ってまいります。

2 対象となる発電設備

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項に規定する太陽光及び風力を活用した発電設備で、土地に自立して設置されるものが対象となります。

3 条例により発電設備の設置を禁止する区域

筑波山及び宝篋山において、森林の伐採及び土砂災害の誘発を防止し、景観や豊かな自然環境及び安全で安心な生活環境の保全を図るため、「つくば市筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例」（平成28年つくば市条例第44号）を定め、再生可能エネルギー発電設備の設置に必要な規制を行ってまいります。

条例で定める次の区域（事業禁止区域）については、再生可能エネルギー発電設備の設置を行う事業を行ってはならないと規定されており、本条例を遵守して

ください。

なお、この条例の規定に違反した事業者については、勧告、又は事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容が公表されます。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項に規定する特別地域
- (2) 筑波山及び宝篋山の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域
- (3) 前2号に掲げる区域と一体的な区域として別図に掲げる区域

4 発電設備の設置を避けるべき区域

「つくば市筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例」に規定する事業禁止区域を除いて、次に掲げる区域は、発電設備の設置を避けるか、設置する場合は慎重な検討を行ってください。

- ① 土砂災害防止法により指定された土砂災害警戒区域
- ② 市内の河川沿い
- ③ 文化財や遺跡（埋蔵文化財包蔵地）等が所在する場所及びその周辺
- ④ 尾根線上、高台又は丘陵地
- ⑤ 住宅地の周辺
- ⑥ 良好な自然景観が維持されている地区

5 適正に発電設備の設置を誘導するための配慮事項

災害の防止、良好な景観の形成及び生活環境の保全の観点から、次のような配慮をしてください。

- (1) 発電設備の設置に伴う災害の防止
 - ① 土地の形質変更は最小限にとどめること。
 - ② 雨水を敷地内で処理できる対策をとること。
 - ③ 土砂の流出を防止する対策をとること。

(2) 良好な景観の形成

- ① 筑波山への眺望景観を阻害しないよう、発電設備の設置位置や形態意匠・色彩に配慮すること。
- ② 河川、牛久沼等の水辺空間を損なわないよう、発電設備の設置位置や形態意匠・色彩に配慮すること。
- ③ 幹線道路の街路樹やペDESTリアンデッキの緑の連続性と調和するよう、発電設備の設置位置や形態意匠・色彩に配慮すること。
- ④ 発電設備は、周囲の景観と調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、特に、太陽光モジュールは、低反射で模様が目立たないものを使用すること。
- ⑤ 尾根線上、高台又は丘陵地に発電設備を設置する場合は、伐採等により樹木の連続性（稜線）を乱したり、土地形状に違和感を与えないよう配慮すること。

(3) 生活環境の保全

- ① 住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮して、敷地境界から後退したり、植栽を設けて遮蔽するなどの対策をとること。
- ② 道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨げにならないよう敷地境界から後退させるなどの対策をとること。

6 事業の周知等

事業計画の説明については、小規模な発電設備で、近接する住民や土地の所有者への周知だけで十分な場合や、メガソーラー等の大規模な発電設備で、近接する住民や土地の所有者に加えて、防災面や景観面で影響が考えられる地域の住民や区会など、広範囲への周知が必要な場合もあります。大規模な発電設備については、事業者が周知する範囲を市に相談するとともに、率先して住民への説明会を開催することや、住民の意見を聞くなどの対応が求められます。

周知等に当たっては、次の方法等により、住民との合意形成を図ることについて配慮してください。

(1) お知らせ看板の設置

事業者は、事業内容の概要や問い合わせ先を記載したお知らせ看板を事業に着手する前から工事が完了する日まで、敷地内の見やすい場所に設置すること。

(2) 事業計画の周知

発電設備を設置する前に、事業者は近接する住民等への回覧、戸別訪問などにより、事業内容を周知するとともに、事業に対する意見等の把握に努めること。

(3) 説明会の開催

発電設備の敷地に近接する住民等から、説明会開催の申出があったときは、円滑に事業を進めるため、速やかに説明会を開催し、合意形成を図るよう努めること。

(4) 苦情の対応

事業に関する苦情がよせられたときは、事業者は誠意をもって速やかに対応すること。

7 発電設備の適切な管理

発電設備設置後は、管理等について適切な措置を取ってください。

(1) 管理看板の設置

無人の発電設備において、火災や土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が起こった場合など、事業者に連絡を取ることができるよう、発電設備の名称、設置場所の住所、発電設備の発電出力、事業者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見やすい場所に設置すること。

(2) 敷地内への立入防止

事業者は、発電設備の敷地内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることが

ないよう、フェンスを設置するなどの安全対策をとること。

(3) 発電設備敷地内の除草及び清掃

発電設備の敷地内は、定期的に除草や清掃を行うこと。

(4) 発電設備が破損した場合の対応

自然災害、その他の事由により発電設備が破損した場合、事業者は被害を最小限にとどめ、速やかに復旧又は撤去すること。

(5) 発電設備を撤去する場合の対応

発電設備を撤去する場合は、関係法令に基づいて、事業者は速やかに適正な処理を行うこと。

(6) 発電設備を廃止した場合の跡地

発電設備を廃止した場合は、その跡地について、そのまま放置せず、事業者は適切な措置をとること。

(7) 事故等が発生した場合の対応

自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合、速やかに対応できるよう、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した、緊急対応マニュアルを作成するなどの措置をとること。

8 事前確認

発電設備の設置は、事業計画の内容によっては、法令等の制限を受ける場合や許可等が必要となる場合があるため、事業者は発電設備の設置に関連する法令等を所管する、担当の窓口で事前に確認して、可否を判断し円滑に事業を進めてください。

9 一定規模以上の発電設備の設置手続に関する要綱

景観や生活環境に影響を与える可能性の高い、一定規模以上の再生可能エネルギー発電設備の設置については、より適正な設置の誘導を図るため、災害の防止、良好な景観の形成及び生活環境の保全を図る観点から、届出対象となる区

域，発電設備の規模，配慮事項，事業の周知，法令等の事前確認等を規定した「つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置手続に関する要綱」（平成28年4月7日告示第469号）を定め，事業者が市に事業に関する届出等を行う制度を設けています。

要綱に定める一定規模以上の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は，要綱に規定した配慮事項，諸手続き等を踏まえて，市に届出を行ってください。